

(別添1)

府政政調第187号
警察庁丁交企発第249号
薬生衛発1026第1号
基安安発1026第1号
2食産第3796号
国道参第23号
令和2年10月26日

一般社団法人 日本フードサービス協会 会長 殿
全国飲食業生活衛生同業組合連合会 会長 殿
全国麺類生活衛生同業組合連合会 理事長 殿
全国すし商生活衛生同業組合連合会 会長 殿
全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会 会長 殿
全国中華料理生活衛生同業組合連合会 会長 殿
全国料理業生活衛生同業組合連合会 会長 殿
全日本デリバリー業安全運転協議会 会長 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（交通安全対策担当）

警察庁交通局交通企画課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
農林水産省食料産業局食品製造課長
国土交通省道路局参事官

自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける
交通事故防止について

平素より、交通事故防止の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛要請、新しい生活様式の普及等の影響により、電子商取引(EC)需要が拡大する中、自転車又は原動機付自転車を用いて飲食物の商品を消費者に配達するデリバリーサービスへのニーズが高まっています。

こうした中、自転車又は原動機付自転車によるデリバリーの途中で、配達員が交通事故でけがをしたり、通行人に危険を及ぼしたりすることがあり、配達中の交通事故を防止することが課題となっているところです。

つきましては、飲食物をデリバリーで提供することのある事業者の皆様におかれましては、自社の配達員に対し、交通ルールの周知と遵守、交通事故防止のための具体的な注意喚起等について、朝礼時や出発時等あらゆる機会を捉えて指導・教育を実施していただきますよう、貴団体傘下会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

す。

また、配達を委託する場合においても、配達員に対する交通安全の呼び掛け等について、特段のご配慮をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

この度、交通事故防止のポイントをまとめたリーフレットを別添1のとおりまとめましたので、事業者及び配達員に対する周知啓発にご活用ください。

なお、飲食物のデリバリーサービスのプラットフォームを提供する事業者の関係団体に対しても、別添2のとおり依頼しておりますので、お知らせします。

連絡先：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
担当 寺島、鈴木、富田
電話：03-3595-3225（課直通）

(別添1、2 略)